

2 定義等

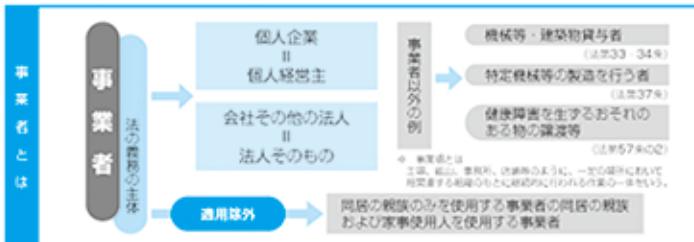
(1) 労働災害

労働者が業務上負傷し、疾病にかかり、または死亡することと定義される

(2) 事業者・労働者（法第2条）

① 事業者

事業者とは、事業を行う者で労働者を使用するものをいう。すなわち、事業者とは、法人企業の場合は法人そのもの、個人企業の場合は個人経営主となる。



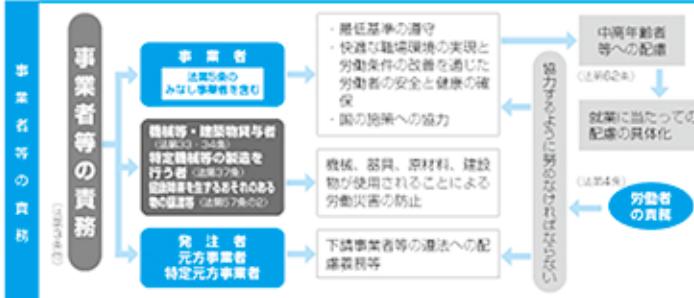
② 労働者（労働基準法第9条）

- I 職業の種類に関わらず、
- II 事業または事務所に使用され、
- III 賃金を支払われる者

(3) 事業者等の責務

監督：事業者等が策定すべき役割についての考え方を示す。

① 事業者等の責務（法第3条・法第4条・法第5条）



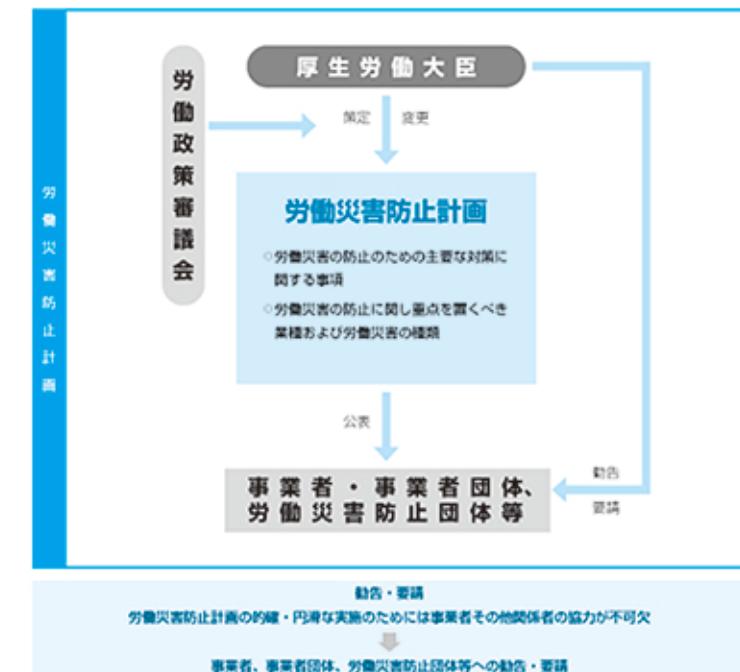
② 中高年齢者等についての配慮（法第62条）

監督：中高年齢者や身体に障害がある者等は、一般に平衡機能、筋力、感覚機能等や障害のある部位の機能が低下しているので、例えば高齢者の高所作業はできるだけ避けるなどその心身の条件に応じて適正な配置を行うことが必要である。

(4) 労働災害防止計画（法第6条～法第9条）

監督：労働災害防止を総合的・計画的に推進するため、

- I 労働災害防止計画を樹立し、これに基づき具体的な施策を講ずること。
- II 労働災害防止計画を事業者等に周知し、官民一体となって推進すること。



3 安全衛生管理体制

監督：事業者が安全衛生への自主的取組を促進する上で、安全衛生管理体制の確立は必要不可欠。

事業場における安全衛生の管理体制について、次のように定められています。

- ① 安全管理体制：包括安全衛生管理者、安全管理者、安全衛生推進者および作業主任者の選任。
安全管理会員の設置。
- ② 卫生管理体制：包括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者（または衛生推進者）、作業主任者および事業場の選任。
衛生委員会の設置。
- ③ 下請が選任して作業を行う事業場における安全衛生管理体制：包括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店舗安全衛生管理者および安全衛生責任者の選任。